

島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領の制定について

(平成19年9月28日島会甲第2124号県警察本部長例規通達)

建設工事に係る指名競争入札の競争性の向上を図るため、別添のとおり「島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領」を制定し、平成19年10月1日以降の入札事務に適用することとしたので、入札事務の厳正、適正かつ公平な執行を図られたい。

なお、島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領の制定について(平成10年7月1日島会乙第457号本部長例規通達)は、平成19年9月30日限り、その効力を失う。

別添

島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察が所管する建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者及び随意契約の相手方とする者の選定について、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。)、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号。以下「審査要綱」という。)、島根県建設工事入札参加資格者格付要領(平成15年3月26日管発第293号土木部長通知。以下「格付要領」という。)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「県内業者」とは、主たる営業所(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条第1号に規定する許可申請書に記載する主たる営業所。以下同じ。)を島根県内に有する者をいう。
- 2 この要領において「県外業者」とは、主たる営業所を島根県外に有する者をいう。
- 3 この要領において「準県内業者」とは、県外業者のうち建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所を島根県内に有することについて知事の認定を受けた者をいう。ただし、電気工事業及び管工事業にあっては、審査要綱第3条の規定により知事が認定した日に、島根県内の市町村に住民登録されており、かつ、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者(1級又は2級電気工事施工管理技師、1級又は2級管工事施工管理技師)を島根県内の営業所に10人以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。

第3 入札参加者選定の基本方針

入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 格付要領に定める建設業有資格者名簿に登載された者の中から選定すること。
- (2) 業者の技術力、施工能力、有資格技術者の有無、建設機械の保有状況、施工実績等に留意すること。
- (3) 県内業者を優先して選定すること。
- (4) 工事の性質等により、県内業者に発注することが適当でない場合及び県内業者のみでは第5に規定する基準数を満たさない場合は、県外業者を選定することとするが、これらの場合にあっては準県内業者を優先して選定すること。
- (5) 当該会計年度における選定及び受注の状況を勘案し、選定が特定の有資格者に偏

ることのないように留意すること。

(6) 当該工事に係る計画・設計の業務（受注年度が異なる場合を含む。）を受託した者は、原則として選定しないこと。

(7) 選定しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

第4 入札参加者の選定基準

1 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準とする。

(1) 建築一式工事等格付を行う工事については、選定基準表（別表第1）の「請負等対象額」の区分により、該当する等級の者から選定するものとする。

(2) (1)の場合において、工事の性質、施工箇所の地理的条件等特別な事由がある場合は、選定基準表の「運用できる範囲」の中で選定をすることができるものとする。

(3) (1)の場合において、緊急に施工する必要がある災害復旧工事、特殊な技術を要する工事、高度な技術を必要とする工事については、2等級上位の業者を選定することができるものとする。

(4) 交通安全施設工事及びその他格付を行わない工事については、格付要領第3条第1号の客観点数、第3の基本方針等を基準とし、厳正に選定するものとする。

(5) 選定は、次に掲げる事項について建設工事の指名競争入札参加者選定に係る運用基準（別表第2）により行うものとする。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 工事成績

エ 当該工事に対する地理的条件

オ 手持工事の状況

カ 当該工事施工についての技術的適正

キ 安全管理の状況

ク 労働福祉の状況

2 1の(1)及び(2)による場合は、入札参加者指名調書の備考欄にその理由を明記するものとする。

第5 入札参加者の基準数

入札参加者は、選定基準の「選定業者数」欄に掲げる基準数以上を選定するものとする。ただし、基準数に満たないことについて妥当な理由がある場合は、この限りでない。

第6 共同企業体の選定

共同企業体は、単一企業として取り扱うものとし、その選定に当たっては、第4の規定を準用する。

第7 随意契約の相手方の選定基準

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約の相手方は、第3及び第4の規定を準用して選定するものとする。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約にあっては、1の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのある資格者があるときは、当該有資格者を相手方に選定することができる。

第8 入札参加者指名審査委員会

- 1 入札参加者の決定及び随意契約の相手方の選定に必要な審査を行うため、警察本部及び警察署に、入札参加者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。
- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次表に掲げる者をもって充てる。

審査委員会	委員長	委員
警察本部	会計課長	警務課長、生活安全企画課長、捜査第一課長、交通企画課長、警備第一課長及び会計課次長又は会計課の課長補佐以上の職にある者
警察署	警察署長	副署長（次長）、各課（係）長及び会計係長又は会計事務を担当する職員で最上位の職にある者

- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を行うものとする。
- 4 審査委員会は、次により運営する。
 - (1) 審査委員会は、委員長の招集により、半数以上の委員の出席をもって開催することができる。
 - (2) 出席した委員は、選定した入札参加者指名調書に押印しなければならない。
 - (3) 審査委員会の会議は、公開しない。
 - (4) 出席者は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
 - (5) 委員長は、必要があると認めるときは、当該契約を担当する職員を審査委員会に出席させることができる。

第9 工事以外の指名競争入札への準用

工事以外の指名競争入札については、この要領を準用して選定を行うことができるものとする。この場合において、入札参加者は、選定基準表の3の「選定基準数」欄に掲げる基準数以上を選定するものとする。

別表第1（第4、第5、第9関係）

選定基準表

1 建築一式工事等

請負等対象額	選定基準数	等級別内訳			運用できる範囲
		A	B	C	
4,000万円以上	20	20			特別な事由がある場合は、Bを選定することができる。ただし、半数を超えることはできない。
1,000万円以上 4,000万円未満	15	5 以下	10 以上		特別な事由がある場合は、Cを選定することができる。ただし、半数を超えることはできない。
1,000万円未満	10			10	特別な事由がある場合は、Bを選定することができる。ただし、半数を超えることはできない。

2 交通安全施設工事その他格付を行わない工事

請負等対象額	選定基準数
4,000万円以上	20
1,000万円以上 4,000万円未満	15
1,000万円未満	10

3 工事以外の請負

請負等対象額	選定基準数
1,000万円以上	15
200万円以上 1,000万円未満	10
200万円未満	7

別表第2（第4関係）

建設工事の指名競争入札参加者選定に係る運用基準

評価項目	選定における着目点
建設業有資格者名簿	登載されていること。
選定条件	a 県内のみ b 県内及び準県内 c 県内・準県内及び県外
当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地からみて、当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は指名しないこと。 (1) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）別表第2（贈賄及び不正行為等）に基づく指名停止期間中であること。 (2) 県内において談合の容疑で家宅捜査を受け、又は逮捕を経ずに送検された場合であっても明らかに請負者として不適当であると認められること。 (3) 県発注工事について、工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 (4) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (5) 県発注工事について、暴力団等による不当介入を受けた場合の対応が不適切であることが明確であること。
経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。
経営事項審査	経営事項審査の有効期限が切れている者は指名しないこと。
安全管理等の状況	(1) 指名停止要綱別表第1（県内において生じた事故等）に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。 (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善が行われなかった状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。
労働福祉の状況	賃金不払いに関する労働基準局からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。
当該工事施工についての技術的適性	工事の特性に応じ、次の事項を適宜勘案し指名することができる。 (1) 公共工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 施工能力確保のため格付点数を考慮すること。 (5) 過去2年間程度の土木一式における工事成績を考慮すること。 (6) 当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があること。 (7) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 (8) 受注機会均等確保のため、発注予定時点での受注回数、指名回数を考慮すること。 (9) 優良工事施工業者としての表彰の有無を考慮すること。 (10) ISO9000 s、ISO14001の認証取得者であること。 (11) 過去1年間にボランティア活動等の地域貢献があること。 (12) その他の技術的適正